郡山市機構集積協力金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農地中間管理機構による農業の担い手への農地の集積及び集約化を支援することにより、農業構造の改革及び生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構を通じた農地の集積、集約化に協力する者等に対し、予算の範囲内で機構集積協力金（以下「協力金」という。）を交付することについて、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年２月６日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語の定義は、実施要綱別表１に規定するものによる。

（事業実施地域）

第３条　この協力金の交付対象となる農地は、農業振興地域内の農地とする。

（対象事業）

第４条　協力金の交付の対象事業は、次に掲げる区分とする。

⑴ 実施要綱別記３第３の１に規定する地域集積協力金交付事業

⑵ 実施要綱別記３第３の２に規定する集約化奨励金交付事業

⑶ 実施要綱別記３第３の３に規定する経営転換協力金交付事業

（交付対象経費等）

第５条　協力金の交付対象、交付要件及び交付額は、第４条の区分に応じ、別表１のとおりとする。

２　協力金の対象となる貸付け及び機構を通じた農作業委託の農地は、次のとおりとする。

⑴ 第４条第１号に区分する事業については、実施要綱別記３第５の４⑵に規定する期間に機構に貸付けられた農地及び機構を通じて農作業委託をされた農地。

⑵ 第４条第２号に区分する事業については、実施要綱別記３第６の３⑵に規定する期間に機構から転貸された農地及び機構を通じて農作業を受託した農地。

⑶ 第４条第３号に区分する事業については、実施要綱別記３第７の３に規定する農地。

（交付の申請）

第６条　第４条第１号又は同条第２号の協力金の交付を申請しようとする者は、協力金の交付を受けようとする会計年度の 12 月末日までに、規則第４条の規定により申請するものとする。この場合において、規則同条第３号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表２のとおりとする。また、規則同条第１号に規定する補助事業等事業計画書を省略できるものとする。

２　第４条第３号の協力金の交付を申請しようとする者は、協力金の交付を受けようとする会計年度の 12 月末日までに、規則第４条に規定する補助金等の交

付申請書に別表２に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
３　前項に規定する協力金の補助対象期間は、第５条第２項第３号に定める農地の貸付時期とする。
４　第２項に規定する協力金の交付の申請は、規則第４条の２第３項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。
（軽微な変更の範囲）
第７条　第４条第１号又は同条第２号に区分する事業において、規則第６条第１項第１号に規定する軽微な変更は、申請内容の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更とする。
（交付の条件）
第８条　規則第６条第１項第４号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。
(1) 協力金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 10 年間保存すること。
(2) 協力金対象農地の状況に変更が生じる場合は、速やかに市長へ報告すること。
（実績報告）
第９条　第４条第１号又は同条第２号の協力金の対象者は、事業が完了したときは、当該事業の完了の日から 30 日以内又は事業が完了した日の属する年度の３月 31 日までのいずれか早い日までに、規則第 14 条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において同条に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、別表３のとおりとする。
２　第４条第３号の協力金の対象者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき、実績報告は要しないものとする。
（額の確定）
第 10 条　市長は、第４条第１号又は同条第２号の協力金の対象者から、前条第１項の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき協力金の額を確定し、速やかに規則第 15 条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。
２　第４条第３号に区分する事業については、規則第 15 条第３項の規定により同条第１項の補助金等交付額確定通知書は省略するものとする。
（概算払）
第11 条　市長は、必要と認めるときは、第４条第１号又は同条第２号に区分する事業の協力金を概算払の方法により交付することができる。
（返還）
第 12 条　協力金の交付対象者は、実施要綱別記３第５の６、第６の５又は第７の５の規定に該当することが明らかになった場合には、交付された協力金の全部又は一部を返還しなければならない。
（委任）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成26年２月26日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成27年２月26日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市農地集積協力金交付要綱の規定により交付された農地集積協力金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成27年７月６日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年12月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成30年11月27日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）
１　この要綱は、令和元年 11 月 27 日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和２年 10 月 20 日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。
（施行期日）
１　この要綱は、令和３年６月 11 日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年１月 21 日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年５月 10 日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。
（施行期日）
１　この要綱は、令和４年 12 月８日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年８月30日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付される機構集積協力金から適用し、この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の郡山市機構集積協力金交付要綱の規定により交付された機構集積協力金については、なお従前の例による。

別表１（第５条関係）

事業名	交付対象	交付要件	交付額
地域集積協力金交付事業	実施要綱別記３第５の１及び２に規定する交付対象地域において構成される組織	実施要綱別記３第５の３ ⑴に規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記３第５の３⑵及び⑶に規定する交付単価に基づき、同要綱別記３第５の３⑷及び第５の４の規定により算出した額
集約化奨励金交付事業	実施要綱別記３第６の１に規定する交付対象地域において構成される組織	実施要綱別記３第６の２⑴に規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記３第６の２⑵に規定する交付単価に基づき、同要綱別記３第６の３の規定により算出した額
経営転換協力金交付事業	実施要綱別記３第７の１に規定する者	実施要綱別記３第７の２に規定する交付要件を満たすこと。	実施要綱別記３第７の３の規定により算出した額

別表２（第６条関係）

事業名	その他市長が必要として認める書類
地域集積協力金交付事業	・第１号様式　地域集積協力金交付申請書 ・「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲が分かる地図（地域計画等の「目標地図」などを活用） ・話合いに係る議事録（地域計画の協議の場が設けられていること等や協力金を申請することの確認） ・地域から機構へ貸出す農地がわかる地図（地域計画等の「目標地図」を活用）

	・地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表（国が配布した地域集積協力金交付要件確認ファイルなど） ・機構への貸出又は農作業委託を確認できる書類（「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」 ・協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し） ・その他必要となる書類
集約化奨励金交付事業	・第２号様式　集約化奨励金交付申請書 ・「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲が分かる地図（地域計画等の「目標地図」などを活用） ・話合いに係る議事録（地域計画の協議の場が設けられていること等や協力金を申請することの確認） ・地域から機構へ貸出す農地がわかる地図（地域計画等の「目標地図」などを活用） ・地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表（国が配布した集約化奨励金交付要件確認ファイルなど） ・機構への貸出又は農作業委託を確認できる書類（「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」） ・協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し） ・その他必要となる書類
経営転換協力金交付事業	申請者が実施要綱別記３第７の１(1)農業部門の減少により経営転換する農業者の場合 ・第３号様式　経営転換協力金交付申請書（農業部門の減少による経営転換） ・協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し） ・機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し、農用地利用集積等促進計画の写し） ・その他必要となる書類
	申請者が実施要綱別記３第７の１(2)リタイアする農業者又は同(3) 農地の相続人で農業経営を行わない者の場合 ・第４号様式　経営転換協力金交付申請書（リタイア、相続） ・協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し） ・機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し、農用地利用集積等促進計画の写し） ・その他必要となる書類

別表３（第９条関係）

事業名	その他市長が必要として認める書類
地域集積協力金交付事業	・第５号様式　地域集積協力金実績報告書 ・交付されたことが確認できる書類（通帳の写し）

	・協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類（帳簿、証拠書類） ・その他必要となる書類
集約化奨励金交付事業	・第６号様式　集約化奨励金実績報告書 ・交付されたことが確認できる書類（通帳の写し） ・協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類（帳簿、証拠書類） ・その他必要となる書類

第1号様式　別表2（第6条関係）

地域集積協力金

令和〇年度地域集積協力金交付申請書

郡山市長

地域集積協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	令和　　年　　月　　日

交付申請者欄				
フリガナ		住所	（〒　　－　　）	
氏名				
電話	－　　－	FAX	－　　－	

1　交付申請面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1　「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載し
※2　「「地域」名」は、集落名や字名を記載してください。

（参考）

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	10,000円／10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	16,000円／10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	22,000円／10a
区分4	80%超	50%超80%以下	28,000円／10a
区分5		80%超	34,000円／10a

※2回目以降の申請の場合は、前回より高い区分の申請となります。
※一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となってる農地は、中山間地域の交付単価を適用できます。
※機構を通じた農作業委託については、上記単価に0.5を乗じた額。

（1）　一般地域

構成戸数	地域の農地面積 (1)	対象期間前の既貸付面積 (2)	対象期間内の貸付面積 (3)	うち再貸付面積 (4)	農作業委託総面積 (5)	対象期間内の農作業委託面積 (6)	機構の活用率 (7) (2)+(3)+(5)／(1)	(3)のうち貸付期間6年未満の農地面積 (8)	貸付の交付対象面積 (9) (3)−(4)−(8)	うち直払農地以外 (10)	うち直払農地 (11)
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	a	a

交付単価			交付額			交付額計
直払農地以外 (12)	直払農地 (13)	委託 (14)	直払農地以外 (15) (10)×(12)	直払農地 (16) (11)×(13)	委託 (17) (6)×(14)	(18) (15)＋(16)＋(17)
円／10a	円／10a	円／10a	円	円	円	円

（2）　中山間地域

構成戸数	地域の農地面積 (19)	対象期間前の既貸付面積 (20)	対象期間内の貸付面積 (21)	うち再貸付面積 (22)	農作業委託総面積 (23)	対象期間内の農作業委託面積 (24)	機構の活用率 (25) (20)+(21)+(23)／(19)	(21)のうち貸付期間6年未満の農地面積 (26)	貸付の交付対象面積 (27) (21)−(22)−(26)	交付単価 貸付 (28)	交付単価 委託 (29)
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	円／10a	円／10a

交付額		交付額計
貸付 (30) (27)×(28)	委託 (31) (24)×(29)	(32) (30)+(31)
円	円	円

交付総額（一般＋中山間）
(33) (18)+(32)
円

※1　農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください（1アール単位とし、1アール未満は切り捨て）。
※2　交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3　申請地域が一般地域に該当する場合は、「(1)　一般地域」に、中山間地域に該当する場合は「(2)　中山間地域」に記入してください。一般地域と中山間地域が混在する地域に該当する場合は「(1)　一般地域」「(2)　中山間地域」の両方に記入してください。
※4　対象期間は、原則として令和〇年3月から令和〇年2月となります。

《交付要件》　以下の（1）または（2）のいずれかの要件を満たす必要があり、さらに交付単価区分1に該当する場合は（3）の要件が追加となります。
国が配付した地域集積協力金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。
（1）交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること。
（2）地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が事業実施年度中に10ポイント以上増加すること。
（3）機構への貸付総面積のうち1割以上を1ha（中山間地域は0.5ha）以上の団地として貸し付けること。（機構への貸付総面積の1割以上が1haに満たない場合も同様とする。）

2　交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

※　計画の詳細は、別紙として交付申請書に添付してください

3　個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

4　添付書類

①「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
②話合いに係る議事録（地域計画の協議の場が設けられていること等や協力金を申請することの確認）
③地域から機構へ貸出す農地がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
④地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表
（国が配付した地域集積協力金交付要件確認ファイルなど）
⑤機構への貸出又は農作業委託を確認できる書類（「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」）
⑥協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し）
⑦その他必要となる書類

第2号様式　別表2（第6条関係）

集約化奨励金

令和〇年度集約化奨励金交付申請書

郡山市長

集約化奨励金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②虚偽や違反があった場合には奨励金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	令和　　年　　月　　日

交付申請者欄				
フリガナ		住所	（〒　　ー　　）	
氏名				
電話	ー　　ー	FAX	ー　　ー	

1　交付申請面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1 「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載してください。
※2 「「地域」名」は、集落名や字名を記載してください。

（参考）

	交付単価
交付要件（1）	10,000円/10a
交付要件（2）及び（3）	30,000円/10a

※機構を通じた農作業受託については、上記単価に0.5を乗じた額。

構成戸数	地域の農地面積 (1)	対象期間前の1ha以上の団地面積 (2)	機構からの転貸後			交付単価	
			増加した1ha以上の団地面積 (3)	(3)のうち対象期間内の転貸面積（貸付期間6年以上） (4)	(3)のうち対象期間内の農作業受託面積 (5)	転貸 (6)	受託 (7)
戸	a	a	a	a	a	円/10a	円/10a

交付額		交付額計
転貸 (8) (4)×(6)	受託 (9) (5)×(7)	(10) (8)+(9)
円	円	円

※1　農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください（1アール単位とし、1アール未満は切り捨て）。
※2　交付単価は機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3　対象期間は、令和〇年3月から令和〇年2月となります。

《交付要件》

目標年度（令和〇年度）までに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。国が配付した集約化奨励金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。

（1）地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が目標年度（令和〇年度）までに10ポイント以上増加すること。

（2）地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が目標年度（令和〇年度）までに20ポイント以上増加すること。

（3）同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、団地（独立した一筆のほ場を含む）当たりの平均農地面積が目標年度（令和〇年度）までに1.5倍以上となること。

2　交付金の使途計画

使途計画	金額
	円
	円
合計	円

※　計画の詳細は、別紙として交付申請書に添付してください。

3　個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

4　添付書類

①「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリアと「地域」の範囲がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
②話合いに係る議事録（地域計画の協議の場が設けられていること等や協力金を申請することの確認）
③地域から機構へ貸出す農地がわかる地図(地域計画等の「目標地図」などを活用)
④地域から機構へ貸出す農地の詳細を記載した一覧表
（国が配付した集約化奨励金交付要件確認ファイルなど）
⑤機構への貸出又は農作業委託を確認できる書類（「農用地利用集積計画の写し」又は「農用地利用集積等促進計画の写し」）
⑥協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し）
⑦その他必要となる書類

第3号様式　別表2（第6条関係）

農業部門の減少による経営転換

経営転換協力金交付申請書

郡山市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者欄				
フリガナ				
氏名				
住所	（〒　　－　　）			
	都道府県			市区町村
電話	―　　―	FAX	―　　―	

（1） 経営面積

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

（2） 廃止する農業部門

機構への貸付前に経営していた農業部門

番号	品目

廃止する農業部門

番号	品目

番号欄には、以下の農業部門の番号を記載して、品目を記入して下さい。
① 土地利用型作物　② 露地野菜等
③ 施設野菜　④ 露地果樹
⑤ 施設果樹　⑥ 露地花き
⑦ 施設花き　⑧ 茶
⑨ 牧草　⑩ サトウキビ
⑪ その他（上記以外の農業生産部門）

（3） 交付申請面積及び交付申請金額（（1）の自作地の内数）

所　在	地　番	地目	面　積	
				㎡
				㎡
				㎡
合計面積				㎡
交付申請面積（a単位）				a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
※ 交付申請面積（合計面積）はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円

（4） 耕作等を続ける農地

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	（「有」の場合） 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明（※該当しない場合は申請できません。）	□ 該当する

（5） 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

（6） 添付書類
①協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し）
②機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し、農用地利用集積等促進計画の写し）
③その他必要となる書類

第4号様式　別表2（第6条関係）

リタイア、相続

経営転換協力金交付申請書

郡山市長

経営転換協力金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、①下記の記載内容について虚偽がないこと、②協力金の交付決定後10年間は農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託を行わないこと、③虚偽や違反があった場合には協力金を返還することを誓約します。

記

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者欄				
フリガナ				
氏名				
住所	（〒　　－　　）			
	都道府県			市区町村
電話	―　　―	FAX	―　　―	

（1） 経営面積

自作地		借地		合計	
	㎡		㎡		㎡

※ 特定農作業委託を行っている農地は自作地に含みます。

（2） 交付申請面積及び交付申請金額（（1）の自作地の内数）

所　在	地　番	地目	面　積	
				㎡
				㎡
				㎡
				㎡
合計面積				㎡
交付申請面積（a単位）				a

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
※ 交付申請面積（合計面積）はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
※ 遊休農地は、交付申請面積に含めることはできません。

交付申請金額	円

（3） 耕作等を続ける農地

自作地	
	㎡

※ 耕作等を続ける農地は10a未満である必要があります。（特定農作業委託を行っている農地も自作地に含みます。）
※ 借地や特定農作業受託している農地がある場合には、これらを解除する必要があります。

〈農業委員会記入欄〉

遊休農地の所有の有無	有・無	（「有」の場合） 所有する全ての遊休農地について、農業委員会が行う利用意向調査等を通じて機構への貸付けの意思を文書で表明（※該当しない場合は申請できません。）	□ 該当する

（4） 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

（5） 添付書類
①協力金の交付先を確認できる書類（通帳の写し）
②機構への貸出しを確認できる書類（農用地利用集積計画の写し、農用地利用集積等促進計画の写し）
③その他必要となる書類

第5号様式　別表3（第9条関係）

地域集積協力金

令和〇年度地域集積協力金実績報告書

郡山市長

地域集積協力金の交付を受けたので、下記のとおり報告します。

記

申請年月日	令和　　年　　月　　日

交付申請者欄				
フリガナ		住所	（〒　　－　　）	
氏名				
電話	－　　－	FAX	－　　－	

1　申請した面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1　「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載し
※2　「「地域」名」は、集落名や字名を記載してください。

（参考）

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	10,000円／10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	16,000円／10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	22,000円／10a
区分4	80%超	50%超80%以下	28,000円／10a
区分5		80%超	34,000円／10a

※2回目以降の申請の場合は、前回より高い区分の申請となります。
※一般地域内の中山間地域等直接支払交付金の交付対象となってる農地は、中山間地域の交付単価を適用できます。
※機構を通じた農作業委託については、上記単価に0.5を乗じた額。

（1）　一般地域

構成戸数	地域の農地面積 (1)	対象期間前の既貸付面積 (2)	対象期間内の貸付面積 (3)	うち再貸付面積 (4)	農作業委託総面積 (5)	対象期間内の農作業委託面積 (6)	機構の活用率 (7) (2)+(3)+(5)／(1)	(3)のうち貸付期間6年未満の農地面積 (8)	貸付の交付対象面積 (9) (3)−(4)−(8)	うち直払農地以外 (10)	うち直払農地 (11)
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	a	a

交付単価			交付額			交付額計
直払農地以外 (12)	直払農地 (13)	委託 (14)	直払農地以外 (15) (10)×(12)	直払農地 (16) (11)×(13)	委託 (17) (6)×(14)	(18) (15)+(16)+(17)
円／10a	円／10a	円／10a	円	円	円	円

（2）　中山間地域

構成戸数	地域の農地面積 (19)	対象期間前の既貸付面積 (20)	対象期間内の貸付面積 (21)	うち再貸付面積 (22)	農作業委託総面積 (23)	対象期間内の農作業委託面積 (24)	機構の活用率 (25) (20)+(21)+(23)／(19)	(21)のうち貸付期間6年未満の農地面積 (26)	貸付の交付対象面積 (27) (21)−(22)−(26)	交付単価 貸付 (28)	交付単価 委託 (29)
戸	a	a	a	a	a	a	%	a	a	円／10a	円／10a

交付額		交付額計
貸付 (30) (27)×(28)	委託 (31) (24)×(29)	(32) (30)+(31)
円	円	円

交付総額（一般＋中山間）
(33) (18)+(32)
円

※1　農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください（1アール単位とし、1アール未満は切り捨て）。
※2　交付単価は申請年度の機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3　申請地域が一般地域に該当する場合は、「(1)　一般地域」に、中山間地域に該当する場合は「(2)　中山間地域」に記入してください。一般地域と中山間地域が混在する地域に該当する場合は「(1)　一般地域」「(2)　中山間地域」の両方に記入してください。
※4　対象期間は、原則として令和〇年3月から令和〇年2月となります。

《交付要件》　以下の（1）または（2）のいずれかの要件を満たす必要があり、さらに交付単価区分1に該当する場合は（3）の要件が追加となります。
国が配付した地域集積協力金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。
（1）交付対象面積の10%以上が、新たに担い手に集積されること。
（2）地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が事業実施年度中に10ポイント以上増加すること。
（3）機構への貸付総面積のうち1割以上を1ha（中山間地域は0.5ha）以上の団地として貸し付けること。（機構への貸付総面積の1割以上が1haに満たない場合も同様とする。）

2　交付金の使途実績

使途実績	金額
	円
	円
合計	円

※　実績の詳細は、別紙として実績報告書に添付してください

3　個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

4　添付書類

①交付されたことが確認できる書類（通帳の写し）
②協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類（帳簿、証拠書類）
③その他必要となる書類

第6号様式　別表3（第9条関係）

集約化奨励金

令和〇年度集約化奨励金実績報告書

郡山市長

集約化奨励金の交付を受けたので、下記のとおり報告します。

記

申請年月日	令和　　年　　月　　日

交付申請者欄				
フリガナ		住所	（〒　　ー　　）	
氏名				
電話	ー　　ー	FAX	ー　　ー	

1　申請した面積等

「人・農地プラン」又は「地域計画」のエリア名	「地域」名

※1 「人・農地プラン」又は「地域計画」に記載している「集落／地域名」を記載してください。
※2 「「地域」名」は、集落名や字名を記載してください。

（参考）

	交付単価
交付要件（1）	10,000円/10a
交付要件（2）及び（3）	30,000円/10a

※機構を通じた農作業受託については、上記単価に0.5を乗じた額。

構成戸数	地域の農地面積 (1)	対象期間前の1ha以上の団地面積 (2)	機構からの転貸後			交付単価	
			増加した1ha以上の団地面積 (3)	(3)のうち対象期間内の転貸面積（貸付期間6年以上） (4)	(3)のうち対象期間内の農作業受託面積 (5)	転貸 (6)	受託 (7)
戸	a	a	a	a	a	円/10a	円/10a

交付額		交付額計
転貸 (8) (4)×(6)	受託 (9) (5)×(7)	(10) (8)+(9)
円	円	円

※1　農地面積は、市町村からの情報提供を受けて「地域」内の農業振興地域内の農地面積を記載してください（1アール単位とし、1アール未満は切り捨て）。
※2　交付単価は機構の活用率に応じて記載してください。上記の表を参照してください。
※3　対象期間は、令和〇年3月から令和〇年2月となります。

《交付要件》

目標年度（令和7年度）までに、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。国が配付した集約化奨励金交付要件確認ファイルにより要件を満たすことを確認した上で申請してください。

（1）地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積の割合が目標年度（令和〇年度）までに10ポイント以上増加すること。

（2）地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が目標年度（令和〇年度）までに20ポイント以上増加すること。

（3）同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、団地（独立した一筆のほ場を含む）当たりの平均農地面積が目標年度（令和〇年度）までに1.5倍以上となること。

2　交付金の使途実績

使途実績	金額
	円
	円
合計	円

※　実績の詳細は、別紙として実績報告書に添付してください。

3　個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	□ 同意する

4　添付書類

①交付されたことが確認できる書類（通帳の写し）
②協力金に係る収入と使途計画に基づく支出が確認できる書類（帳簿、証拠書類）
③その他必要となる書類

個人情報の取扱い

以下の「機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて」をよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」欄の□印にレ印を必ず御記入ください。

機構集積協力金交付事業に係る個人情報の取扱いについて

本市は、機構集積協力金交付事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」、「郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本市は、本事業の実施に係る集落等への説明会や都道府県及び国への報告等で利用するほか、次の事業等(注1)に係る交付金等の交付に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関(注2)に必要最小限度内において提供する場合があります。

事業等 (注1)	農地集積・集約化等対策事業、規模拡大交付金交付事業、経営継承・発展等支援事業、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、農業経営基盤強化資金(スーパーＬ資金)の金利負担軽減措置、経営所得安定対策等推進事業、農地利用効率化等支援交付金、中山間地農業ルネッサンス事業、中山間地域等直接支払交付金　等
関係機関 (注2)	国、都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、農地中間管理機構、都道府県農業会議、農業共済組合連合会、農業共済組合、土地改良区、農業経営基盤強化資金(スーパーＬ資金)の融資機関、農地集積協力金交付事業の事業実施主体、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の事業実施主体　等